久留米市旅館業法施行条例＜抜粋＞

久留米市条例第51号

(ホテル営業の施設の構造設備の基準)

第3条　政令第1条第1項第11号の規定によるホテル営業の施設の構造設備の基準は、次のとおりとする。

オ　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)には、貯湯槽内の湯水の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保つことができる加温装置が設けられていること。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を消毒するための設備が設けられていること。

カ　原水又は原湯を送水するための配管は、浴槽水を循環させるための配管と接続されず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

キ　循環している浴槽水を使用する浴槽は、循環している浴槽水を浴槽の底部に近い箇所で供給する構造であること。

ク　打たせ湯は、循環している浴槽水を使用しない構造であること。

ケ　屋内の浴槽は、配管等を通じて、屋外の浴槽内の湯水が屋内の浴槽内の湯水に混入しないような構造であること。

(営業の措置の基準)

第8条　法第4条第2項の規定により条例で定める営業者が営業の施設について講じなければならない必要な措置の基準(以下「措置の基準」という。)のうち換気、採光、照明及び防湿に係る基準は、次の各号に掲げる措置の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

2　法第4条第2項の規定により条例で定める措置の基準のうち清潔その他宿泊者の衛生に係る基準は、次のとおりとする。

 (7)　入浴施設は、次の基準を満たすこと。

ア　入浴施設において使用する湯水は、常に清潔にして、規則で定める水質基準に適合させること。

イ　浴槽水は、1日に1回以上完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽(集毛器、消毒装置及びろ過器のいずれをも備えた浴槽に限る。)を使用する場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水することをもって足りる。

ウ　浴槽水は、常に満水状態を保ち、かつ、原水若しくは原湯又は十分にろ過した湯水を供給することにより溢水させ、清浄に保つこと。

エ　浴槽水の水質検査を1年に1回以上(24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、1年に2回以上)行い、その成績書(当該成績書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。)を3年間保存すること。

オ　24時間以上完全に換水しないで浴槽水を循環させている場合にあっては、浴槽水を消毒するための塩素系薬剤を適切な位置に投入し、浴槽水1リットル中0.2ミリグラム以上の遊離残留塩素濃度を保つこと。ただし、これに代わる有効な方法で消毒する場合にあっては、この限りでない。

カ　浴槽水を循環させるために使用する設備は、定期的に清掃及び消毒をするとともに、適切な維持管理を行うこと。

キ　貯湯槽内の生物膜の状況を定期的に把握し、必要に応じ生物膜の除去を行うための清掃及び消毒をすること。

ク　貯湯槽内の湯水の温度は、摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合にあっては、貯湯槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

ケ　浴槽内の湯水を回収するための槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合にあっては、回収槽内の清掃及び消毒を十分にするとともに、回収槽内の湯水を塩素系薬剤等で消毒すること。

コ　気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置した浴槽には、24時間以上完全に換水しないで循環させている浴槽水を使用しないこと。

サ　気泡発生装置等の空気取入口には、ほこり等が入らないような措置を講ずること。

シ　打たせ湯には、循環している浴槽水を使用しないこと。

ス　共同用の浴室には、適当な数の洗面器及び腰掛けを備えること。

セ　脱衣室、浴室、便所その他入浴者が直接利用する施設は、1日に1回以上清掃し、常に清潔に保つこと。

ソ　貯湯槽内の湯水の温度及び[オ](http://www.city.kurume.fukuoka.jp/reiki_int/reiki_honbun/q005RG00001273.html#e000000369)に規定する遊離残留塩素濃度を1日に2回以上測定し、その記録(オただし書及びクただし書の規定による措置に関する記録を含む。)を3年間保存すること。

久留米市旅館業法施行細則＜抜粋＞

久留米市規則第54号

全文省略